

- 制定・改廃の概要 -

条例・規則名 東京都環境科学研究所手数料条例施行規則の一部を改正する規則

公布年月日・番号 平成 15 年 3 月 14 日・東京都規則第 28 号

1 概要

東京都環境科学研究所手数料条例の一部を改正する条例（平成 15 年東京都条例第 38 号）の施行に伴い、排出ガス試験等に係る手数料を改定するほか、必要な規定の改正を行うものである。

主要な改正点は、次のとおりである。

(1) 手数料の改正

ア 自動車排出ガス試験手数料（第 4 条第 1 号）

1 件 43 万円 1 件 70 万 3 千円

イ NOX・PM 低減装置等の性能試験手数料（第 4 条第 2 号、別表）

(ア) 大型自動車のディーゼル 13 モト` 計測部分 24 万円 33 万 6 千円

(イ) 小型自動車のディーゼル 13 モト` 計測部分 16 万 8 千円 23 万 1 千円

(ウ) 新たな試験方法として、「過渡走行モード」、「再生性能試験」の追加

ウ 自動車排出ガス試験結果証明書交付手数料（1 通 3 千円）の廃止（第 4 条第 3 号）

(2) 自動車排出ガス試験結果証明書の改正

ア 基準不適合の場合にも、自動車排出ガス試験結果証明書の交付（第 3 条第 1 項）

イ 様式の改正（別記第 5 号様式別紙その 1 からその 11 まで及び第 6 号様式別紙その 1 からその 11 まで）

2 施行期日

平成 15 年 4 月 1 日

3 問い合わせ先

環境局環境科学研究所企画管理課庶務係

代表電話 03(3699)1331

内線 7271 211